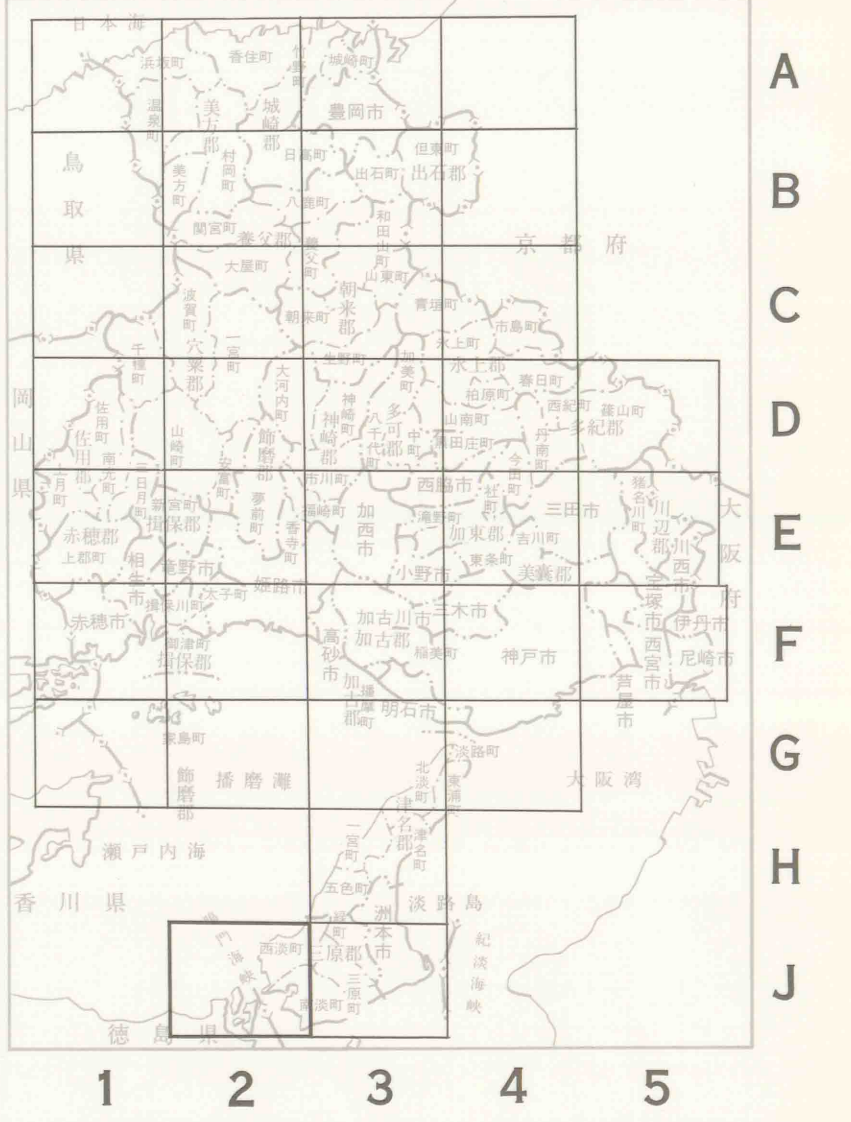


兵庫県宅地造成 工事規制区域図

J-2
(南淡)

索引図



(第4次指定)
昭和49年5月2日 官報 第14201号 建設省告示 第670号

次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に掲げる線（地物、施設及び工作物に
あつては、その境界線）で囲まれた区域

西淡町B地区	
①	大字阿部東と大字津井の境界線
②	大字阿部東と大字伊加利の境界線
③	南淡町阿部東二丁目線
④	町道津井宮道線
⑤	海岸線
⑥	南淡町長阿部東西成線
⑦	南淡町長阿部東西成線

注) 1. 線の起点は、前期区画の線との最初の交点（最初の線にあっては、米尾
の線との最初の交点）とし、線の終点は、次期区画の線との最初の交点
（最初の線にあっては、最初の線の終点）とする。
2. 地物、施設及び工作物の境界線は、図面による起点から終点に向つて
右側の境界線とする。

凡 例
第4次指定区域

注) この図面は、おおむねの区域を概略しているので、
詳細については、告示により確認してください。

「許可なく複製を禁ずる」

1 : 25,000

